

告 示

埼玉県監査委員告示第一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十九条第一項、第二項及び第四項の規定に基づき監査を執行したので、同条第九項の規定に基づく監査の結果に
関する報告を次のとおり公表する。

平成二十七年二月二十七日

埼玉県監査委員 寺 山 昌 文

埼玉県監査委員 荒 井 伸 夫

埼玉県監査委員 鈴 木 弘

埼玉県監査委員 本 木 茂

第1 監査結果に関する報告

1 定期監査分

(1) 監査の実施方針

事務の執行について、正確性、合規性はもとより、最少の経費で最大の効果をあげているかという経済性、効率性及び有効性の観点から検証

(2) 監査の対象事務

平成25年度・平成26年度における財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理及びその他の事務の執行

(3) 監査の対象機関 180機関

所管部局	監 査 対 象 機 関
企画財政部	東京事務所、南西部地域振興センター、北部地域振興センター、秩父地域振興センター
総務部	県営競技事務所、さいたま県税事務所、川口県税事務所、上尾県税事務所、朝霞県税事務所、川越県税事務所、所沢県税事務所、東松山県税事務所、本庄県税事務所、熊谷県税事務所、行田県税事務所、春日部県税事務所、越谷県税事務所、自動車税事務所、自動車税事務所大宮支所、自動車税事務所熊谷支所、自動車税事務所所沢支所、自動車税事務所春日部支所
県民生活部	婦人相談センター、男女共同参画推進センター
危機管理防災部	消防学校、防災航空センター
環境部	中央環境管理事務所、西部環境管理事務所、東松山環境管理事務所、秩父環境管理事務所、北部環境管理事務所、越谷環境管理事務所、東部環境管理事務所、環境科学国際センター、環境整備センター
福祉部	東部中央福祉事務所、西部福祉事務所、北部福祉事務所、総合リハビリテーションセンター、精神保健福祉センター、南児童相談所、所沢児童相談所、熊谷児童相談所、越谷児童相談所、越谷児童相談所草加支所、埼玉学園
保健医療部	川口保健所、朝霞保健所、春日部保健所、鴻巣保健所、東松山保健所、坂戸保健所、熊谷保健所、本庄保健所、衛生研究所、高等看護学院、動物指導センター、動物指導センター南支所
産業労働部	計量検定所、産業技術総合センター北部研究所、川口高等技術専門校、春日部高等技術専門校
農林部	さいたま農林振興センター、川越農林振興センター、東松山農林振興センター、秩父農林振興センター、本庄農林振興センター、加須農林振興

	センター、病害虫防除所、川越家畜保健衛生所、熊谷家畜保健衛生所、農業大学校、農林総合研究センター、農林総合研究センター水田農業研究所、農林総合研究センター園芸研究所、農林総合研究センター水産研究所、花と緑の振興センター、寄居林業事務所、農村整備計画センター
県土整備部	さいたま県土整備事務所、朝霞県土整備事務所、北本県土整備事務所、川越県土整備事務所、行田県土整備事務所
都市整備部	大宮公園事務所
企業局	大久保浄水場、庄和浄水場、行田浄水場、吉見浄水場、水質管理センター、水道整備事務所
病院局	循環器・呼吸器病センター、小児医療センター、精神医療センター
下水道局	荒川左岸南部下水道事務所、荒川左岸北部下水道事務所、中川下水道事務所
教育局	北部教育事務所、北部教育事務所秩父支所、東部教育事務所、久喜図書館、歴史と民俗の博物館、さきたま史跡の博物館、嵐山史跡の博物館、近代美術館、伊奈学園中学校、上尾鷹の台高等学校、上尾橘高等学校、朝霞西高等学校、伊奈学園総合高等学校、入間向陽高等学校、浦和高等学校、浦和北高等学校、浦和西高等学校、大宮武蔵野高等学校、小川高等学校、桶川西高等学校、春日部高等学校、春日部工業高等学校、川口高等学校、川口北高等学校、川口工業高等学校、川口青陵高等学校、熊谷女子高等学校、越ヶ谷高等学校、越谷北等学校、越谷総合技術高等学校、越谷西高等学校、越谷東高等学校、越谷南高等学校、児玉高等学校、児玉白楊高等学校、志木高等学校、戸田翔陽高等学校、豊岡高等学校、滑川総合高等学校、新座総合技術高等学校、新座柳瀬高等学校、鳩ヶ谷高等学校、深谷高等学校、富士見高等学校、ふじみ野高等学校、松伏高等学校、松山高等学校、松山女子高等学校、妻沼高等学校、与野高等学校、寄居城北高等学校、和光国際高等学校、蕨高等学校、川口特別支援学校、熊谷特別支援学校、越谷特別支援学校、特別支援学校さいたま桜高等学園、特別支援学校羽生ふじ高等学園、東松山特別支援学校、本庄特別支援学校、和光特別支援学校、和光南特別支援学校
警察本部	浦和東警察署、浦和西警察署、大宮西警察署、蕨警察署、川口警察署、武南警察署、朝霞警察署、草加警察署、東入間警察署、所沢警察署、西入間警察署、東松山警察署、小川警察署、本庄警察署、児玉警察署、熊谷警察署、深谷警察署、寄居警察署、越谷警察署、幸手警察署、吉川警察署

(4) 監査実施日

平成26年10月31日～平成26年12月26日

2 監査の結果

ア 指摘事項

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務の執行（以下「事務事業の執行等」という。）が、次の各号のいずれかに該当すると認められるもの。

- ア) 事務事業の執行等に重大な誤りがあったため、当該事業の是正や今後の改善が必要と認められるもの。
- イ) 事務事業の執行等において、その効果が極めて不十分なため抜本的な改善が必要と認められるもの。

イ 注意事項

事務事業の執行等が次の各号のいずれかに該当すると認められるもの。

- ア) 事務事業の執行等に誤りがあったため、当該事務の是正や今後の改善が必要と認められるもの。
- イ) 事務事業の執行等において、その効果が不十分なため一層の改善、工夫が必要と認められるもの。

監査において指摘事項又は注意事項として認められたものは、次のとおりであった。

ア 指摘事項

機関・職制名		監査の結果
警察本部	幸手警察署	平成 24 年度及び平成 25 年度（上半期）の幸手警察署幸手東交番敷地の賃借について、土地賃貸借契約書を作成せずに賃料を支出していたことは不適切であった。

イ 注意事項

機関・職制名		監査の結果
総務部	自動車税事務所	平成 25 年度の「ハガキ印刷代」（37,170 円）について、相手から請求された日から 15 日以内に支払わなければならないところ、91 日間超過したことは不適切であった。
農林部	川越農林振興センター	平成 25 年度の「西名栗線森林管理道開設工事」（12,883,500 円）及び「川角ほか里山・平地林再生工事」（3,470,250 円）について、当初契約に追加工事の必要が生じ、その額が当初契約の請負額の 3 割を超え

		<p>たため別途契約とした。当初工事と一体不可分との理由で当初請負業者と随意契約を締結したことは、不適切であり、その結果として、変更契約であれば使用する請負率で調整した場合の工事費と比べ過大な契約額となった。</p>
農林部	加須農林振興センター	<p>平成 26 年度の加須農林振興センター「避難口誘導灯交換工事」(81,378 円)について、契約内容の一部である消防法に基づく届出の履行確認前に支出していたことは不適切であった。</p>
都市整備部	大宮公園事務所	<p>平成 26 年 3 月に行った公益財団法人埼玉県公園緑地協会に対する行政財産使用許可に基づく使用料(5,209,596 円)について、平成 26 年 11 月まで調定、収納手続きが遅れたことは不適切であった。</p>
企業局	吉見浄水場	<p>平成 25 年度の吉見浄水場における「薬注・沈でんろ過池等電気計装設備点検業務委託」(5,722,500 円)及び「非常用発電機設備点検業務委託」(1,239,000 円)について、一部の業務の再委託を書面によらず承諾していたことは不適切であった。</p>
警察本部	東松山警察署	<p>平成 25 年度の「東松山警察署空調設備保守業務」(945,000 円)について、一部業務の再委託を書面によらず承諾していたことは不適切であった。</p>